

Press Release

報道関係者 各位

平成30年2月7日（水）

【照会先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

補佐 今川 正三（内線 3823）

係長 六波羅 隆（内線 3808）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2171

国立健康・栄養研究所の北大阪健康医療都市への移転に向けた運営上の負担の分担方針をまとめました

国立健康・栄養研究所（東京都新宿区戸山）（健栄研）の北大阪健康医療都市への移転に関し、移転に伴い増加が見込まれる運営上の負担の分担方針について、厚生労働省、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（法人）、大阪府の三者間で取りまとめましたのでご報告します。

厚生労働省、法人、大阪府では、平成29年3月31日にとりまとめた「国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針」に基づき、協議を行ってきました。

分担方針のポイントは以下のとおりです。

厚生労働省は、移転後の長期的・安定的な運営に資するよう、法人に対し、必要な支援・措置を行うこと

法人は、受託研究の増加等、必要な取組を行うこと

大阪府は、健栄研に対する設備補助や人的支援など必要な支援・措置の具体化を進めること

移転に向け、厚生労働省、法人、大阪府間で、応分の負担内容の詳細について、協議を進めていきます。

平成 30 年 1 月 31 日

国立健康・栄養研究所の北大阪健康医療都市への移転に伴い増加が見込まれる運営上の負担への対応に関する方針

厚生労働省
国立研究開発法人
医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府

「国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針」（平成 29 年 3 月 31 日 厚生労働省、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪府）に基づき協議してきた、国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）の北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）への移転に伴い増加が見込まれる国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「法人」という。）の運営上の負担については、以下の方針により、対応していくこととする。

1．厚生労働省・法人の方針

- ・厚生労働省は、健栄研の移転に伴い必要となる設備等の費用をはじめ、移転先となる民間賃貸施設での長期的・安定的な運営に資するよう、法人に対して必要な支援・措置を行うものとする。
- ・法人は、健栄研の健都への移転を機に、健康・栄養分野における産学官連携の拠点となるよう、受託研究の増加等必要な取組を行うものとする。

2．大阪府の方針

- ・大阪府は、健栄研が産学官連携の拠点となるために必要となる設備等の費用に対する補助、委託等連携事業の実施、当該事業の遂行や円滑な移転のための人的支援など必要な支援・措置について具体化を進めるものとする。

3．その他

- ・上記 1、2 を踏まえ、厚生労働省・法人及び大阪府は、吹田市、摂津市とともに、今後、両市が行う応分の負担の内容について、協議を進めるものとする。

平成 29 年 3 月 31 日

国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針

厚生労働省
国立研究開発法人
医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府

「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日 まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、大阪府と厚生労働省、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が中心となり、移転の詳細や地元の受け入れ体制について検討を進めてきた国立健康・栄養研究所の大阪府への全部移転については、以下の方針により関係者が協力して推進することとする。

1. 移転の形態
 - ・国立健康・栄養研究所は、東京都新宿区戸山から大阪府に全部移転する。
2. 移転先
 - ・大阪府摂津市に位置する北大阪健康医療都市（愛称：健都）の健都イノベーションパーク内とする。
3. 移転先の施設
 - ・健都イノベーションパークに建設される民間賃貸施設とする。
4. 移転スケジュール
 - ・平成 29 年度中に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、「研究所」という。）において「国立健康・栄養研究所地域連携推進室（仮称）」（以下、「推進室」という。）を大阪府内に設置する。
 - ・移転までの間、推進室において大阪府及び周辺地域における行政、企業、大学等との事業連携や研究連携について検討・調整を進める。
 - ・平成 31 年度中を目標に移転を開始し、速やかに全部移転を進める。ただし、下記 5. の「移転に伴い増加が見込まれる研究所の運営上の負担に対する協力の在り方」に関する合意を条件とする。
5. 移転に向けた協議・検討事項
 - ・移転を円滑に進めるため、移転に伴い増加が見込まれる研究所の運営上の負担に対する協力の在り方について、厚生労働省、研究所、大阪府等の地元自治体の間で協議・調整を行う。
 - ・これに加え、継続的に連携方策を検討するため、厚生労働省、研究所、大阪府等の地元自治体が参画する「会議体」を設置する。
 - ・地方創生の観点も踏まえ、地方創生推進交付金の活用も念頭に府民の健康増進、健康関連産業の振興に資する連携を積極的に進めていくものとする。
 - ・これらのほか、移転に係る詳細事項については、引き続き、大阪府と厚生労働省、研究所との間で協議し進めていくものとする。